National Do Not Call Registry について

1. 概要

米国では、電話セールスはお断りという消費者は連邦取引委員会(Federal Trade Commission, FTC)が用意した「電話お断りリスト」(The National Do Not Call Registry)に自分の電話番号を登録できる制度がある。電話セールスを行う事業者は、毎月、FTCが提供する最新のリストから情報を入手(有料)し、自らが管理する電話セールス禁止先のリストを更新し、登録者に電話セールスを行わないようにしなければならない。リスト登録者に電話セールスを行った場合は、罰金が科せられる。

2. 制度の骨格

- ①制度の運用開始 2003年6月(電話番号の登録開始)
 - 2003年10月(登録者に対する電話セールスの規制が開始)
- ②根拠法等 「Telemarketing and Consumer Fraud and Abuse Prevention Act」
 Federal Trade Commission(FTC), Federal Communications Commission(FCC) による共同運用。
- ③登録の方法 電話セールスを受けたくない消費者は、FTCのWebサイト又はフリーダイ アルから、自宅の電話番号、携帯電話の電話番号を登録。(登録は無料)
- ④有効期間等 登録後、31日が経過すれば、企業はその電話に電話セールスを行って はいけない。登録の有効期間は5年間。

但し、商品購入後の18ヶ月間、資料請求後の3ヶ月間、消費者が書面で 許可した場合は、電話セールスを行っても良い。

- ⑤登録情報の入手 企業は、31日毎にWebサイトから、最新の登録情報を入手しなければならない。(当初、90日毎であったが、2005年1月から31日毎に変更。登録情報を早期に有効とし消費者ニーズに応えるとともに、企業に対しても最新情報を効率的に提供。)
- ⑥罰金 11,000ドル/incident
- ⑦情報入手の費用 56ドル/Area code

(28 O Area code以上は定額。15,400ドル)

- ⑧規制を受けない団体 政治団体、慈善団体、調査会社による電話調査 (これらの団体は、登録リストを無料で入手でき、消費者の意志の尊重が求められている。)
- 3. 制度運用の状況

Do Not Call 登録件数8 2, 9 8 1, 1 9 7 件 (2004.12.31現在)苦情件数5 4 8, 2 3 0 件 (2004.1.1~12.31)